

## 危険物運搬容器に関わるQ&A

### Q1灯油用の18リットルポリ容器でガソリンを運搬することはできますか？

**A1：できません。**ガソリンの運搬は、プラスチック容器の場合、最大10リットル以下の容器で行うよう決められています。しかし、10リットル以下のプラスチック容器であっても、ガソリン用としての性能試験をクリアしたものでなければ、運搬容器として使用することはできません。ガソリン用として性能試験をクリアした金属製容器を必ず使用してください。

(性能試験とは、落下試験、気密試験、内圧試験、積み重ね試験をいいます。)

※性能試験は、第4類特殊引火物、第1石油類、第2石油類（引火点60度以下のものに限る。）を収容する容器に対して求められます。

### Q2灯油用ポリ容器にガソリンを入れた場合、どのような危険がありますか？

**A2：**ポリ容器がガソリンにより侵され、変形して漏れるおそれがあります。また、ガソリンは非常に揮発しやすいため、キャップ部分が劣化している場合には、内圧に耐えられなくなってフタがはずれ、ガソリン蒸気が漏れる危険性があります。さらに、ポリ容器はガソリンとの摩擦で静電気が溜まり易く、容器のフタを開けた瞬間に放電しガソリン蒸気に引火して火災になった事例もあります。

### Q3飲料用のペットボトルやエンジンオイル缶、一斗缶などの金属製容器をガソリンの運搬容器として使用できますか？

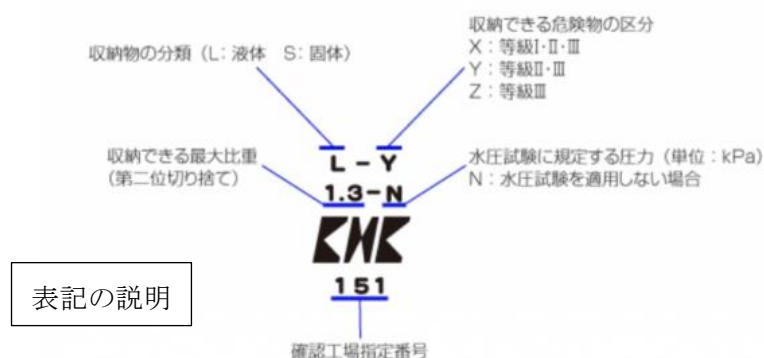
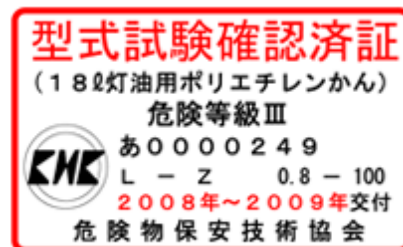
**A3：**ガソリン用として性能試験をクリアした運搬容器でなければ使用できません。エンジンオイル缶や一斗缶などは金属製容器ですが、金属製容器ならば何でも良いわけではなく、ガソリン用として性能試験をクリアした金属製容器であることが必要です。

また、チェーンソーや草刈り機等の混合燃料の運搬容器も、ガソリンと同様の試験基準をクリアした金属製容器であることが必要です。

なお、混合油の販売用容器や一斗缶なども運搬容器には該当しますが、試験はキャップを密栓した状態で行っているため、一度開放するとキャップを閉めたとしても衝撃等による漏洩の可能性があります。繰り返しの使用は想定されていないため、使用は控えていただくように指導しています。

**Q4ガソリンや灯油、軽油を運搬する場合には、どのような運搬容器を使用すれば良いでしょうか？**

**A4**：危険物保安技術協会で性能試験をクリアした金属製容器を推奨します。性能試験をクリアした運搬容器には、「試験確認済証KHK危険物保安技術協会」の表示がされています。なお、この表示のない運搬容器であっても、自主的に性能試験を行っている場合も考えられますが、通常、性能試験をクリアした運搬容器には、「試験確認済証」や「認定品」、「推奨品」などの表示が付されていますので、これらの表示がある運搬容器の使用をお勧めします。（危険物保安技術協会ホームページより）





### Q8ガソリンを灯油用のポリ容器で運搬した場合に、罰則はありますか？

**A8**：ガソリンを灯油用のポリ容器で運搬した者は、消防法違反となります。違反した場合には、3月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられる旨消防法に規定されています。安全を確保するためにも、灯油用のポリ容器をガソリンスタンドに持ち込んでガソリンを購入することは絶対にしないでください。

### Q9一般家庭でガソリン、灯油などを貯蔵、保管することはできますか？

**A9**：一定量以下のガソリンや灯油は貯蔵し保管しておくことができますが、ガソリンや灯油は火災発生の危険性が極めて高く、大量に保管すると大規模な火災となる可能性があるため、買いだめなどは極力控えていただくよう指導しています。

なお、消防法令に適合した容器で保管する場合でも、一定量以上のガソリン、灯油等を保管する場合、下表のとおり、火災予防条例に基づいた届出又は消防法に基づく**許可**が必要となりますので注意してください。お客様が多くの燃料等を容器で持ち帰る場合、注意喚起をお願いいたします。

区分	ガソリン	軽油・灯油
(市町村火災予防条例) 消防機関への <b>届出</b>	40リットル以上200リットル未満 (個人住居の場合は100リットル以上200リットル未満)	200リットル以上1,000リットル未満 (個人住居の場合は500リットル以上1,000リットル未満)
(消防法) 市町村長等の <b>許可</b>	<b>200リットル以上</b> (許可なく数量以上を貯蔵等した者は罰則が科せられます)	<b>1,000リットル以上</b> (許可なく数量以上を貯蔵等した者は罰則が科せられます)

### Q10 ガソリン携行缶には、軽油を入れても問題ないでしょうか？

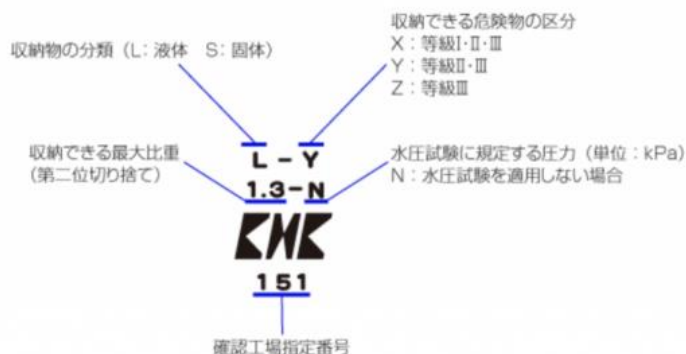
**A10** 問題ありません。危険物保安技術協会が発行している試験確認済証に記載の、比重、危険物等級が安全方向の物品であれば、使用しても問題ありません。（危険物保安技術協会確認済み）

軽油：比重 0.85、危険等級Ⅲ

ガソリン：比重 0.76、危険等級Ⅱ

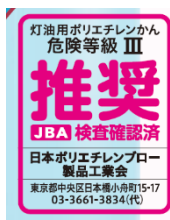
例えば、下記の証明書がついているガソリン携行缶であれば、軽油を収容できます。

※等級Ⅰが最も危険、比重は重い方が容器に強度が必要になる。



### Q11 灯油のポリエチレンタンクに軽油は入れても大丈夫ですか？

**A11**: 入れないでください。現在灯油のポリタンクについて試験確認をしている第3者機関は、危険物保安技術協会と日本ポリエチレン製品工業会の2機関です。ここでは、あくまで灯油のみについて試験しているだけであり、軽油を入れた状態での試験は行っていません。危険物運搬容器は、試験確認を行ったものでなければ収容してはいけません。



**Q12 全ての危険物に対して試験確認が必要ですか？**

**A12:** 全ての危険物に対しては、不要です。第4類の第2石油類（引火点60℃未満）、第3石油類、第4石油類及び動植物油については試験確認が不要になります。ただし、容器の構造基準が求められますので、液体の危険物の構造基準は以下のとおりです。

※下記のⅠⅡⅢについては危険等級を指します。

例 ガソリン：危険等級Ⅱ、軽油：危険等級Ⅲ

表-1 別表第3の2

運搬容器(液体用のもの)				危険物の類別及び危険等級の別							
内装容器		外装容器		第三類		第四類			第五類		第六類
容器の種類	最大容積又は最大取容重量	容器の種類	最大容積又は最大取容重量	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ
ガラス容器	5ℓ	木箱又はプラスチック箱(不活性の緩衝材を詰める。)	75kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			125kg		○	○	○		○		
	10ℓ	ファイバ板箱(不活性の緩衝材を詰める。)	40kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			55kg					○			
プラスチック容器	10ℓ	木箱又はプラスチック箱(必要に応じ、不活性の緩衝材を詰める。)	75kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			125kg		○	○	○	○		○	
		ファイバ板箱(必要に応じ、不活性の緩衝材を詰める。)	40kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			55kg					○			
金属製容器	30ℓ	木箱又はプラスチック箱	125kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			225kg					○			
		ファイバ板箱	40kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			55kg		○		○	○		○	
		金属製容器(金属製ドラムを除く。)	60ℓ		○		○	○		○	
		プラスチック容器(プラスチックドラムを除く。)	10ℓ		○		○	○		○	
	30ℓ						○		○		
		金属製ドラム(天板固定式のもの)	250ℓ	○	○	○	○	○	○	○	○
		金属製ドラム(天板取外し式のもの)	250ℓ				○	○			
		プラスチックドラム又はファイバドラム(プラスチック内容器付きのもの)	250ℓ		○			○		○	

備考

- 印は、危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物には、当該各欄に掲げる運搬容器がそれぞれ適応するものであることを示す。
- 内装容器とは、外装容器に収納される容器であって危険物を直接収納するためのものをいう。
- 内装容器の容器の種類が空欄のものは、外装容器に危険物を直接収納することができ、又はガラス容器、プラスチック容器若しくは金属製容器の内装容器を収納する外装容器とすることができることを示す。

**Q13 軽油のポリエチレンタンクが売られています、安全ですか？**

**A13:** 試験確認を行っていれば、法令には適合しているため問題ありません。ただし、信頼性の高い第三者機関（危険物保安技術協会）は、軽油容器に対する試験確認を行っておりません。現状、出回っている軽油用ポリエチレンタンクは、製造会社の自社試験で試験確認されています。そのため安全性が高い、危険物保安技術協会が試験確認したガソリン携行缶の使用をお勧めします。

